

母子生活支援施設

メゾン・ド・あじさい

さまざまな事情から支援が必要となった母子家庭が入所し、安定した生活と自立を支援するための施設です。本施設では、母子がそれぞれの居室で暮らします。子どもは、保育園や学校等に通います。

一時保護所

港区の一時保護所は、12名定員とし、家庭的なあたたかい環境の中で子どもに寄り添い支援を行います。一時保護所には、学習室、食堂、リビング、浴室、トイレ、体育館、居室(個室を基本)等を整備します。

子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携して子どもや家族の支援内容を検討します。子どもと家族が自らを振り返り、関係や生活を再構築できるよう援助します。

一時保護を理由に子どもの学籍(学校の所属)が変わることはありません。一時保護所内でも、在籍校と連絡を取り、学習します。

愛の手帳の手続について

令和3年4月から18歳未満の方の愛の手帳の判定機関が港区児童相談所にかわります。

新しく愛の手帳の交付を受けたいとき、愛の手帳の再判定を受けるときは、港区児童相談所に電話で予約してください。

障害の程度に変更があったときや3歳、6歳(就学後)、12歳(中学校入学後)、18歳になったときは再判定を受けてください(18歳以上の方については、東京都心身障害者福祉センター(03-3235-2961)へ連絡してください)。

住所や氏名の変更などがあったときは、各地区総合支所区民課へ届出をしてください。

新しい生活に向けて



母親への支援

母親が心と体と生活を安定するための支援を行います。

- ・育児や健康、生活上の困り事の相談支援
- ・仕事探しや仕事を続けていくための相談支援
- ・離婚の手続きや将来設計の相談支援 等



子どもへの支援

子どもの健やかな成長のための支援を行います。

- ・乳幼児の一時保育
- ・学習、進学、悩み事の相談支援
- ・子ども会、レクリエーション等の活動機会の提供
- ・サークル活動や習い事の機会の提供 等

複合施設の活用

入所

支援が必要な母子家庭



児童相談所の専門相談を活用し、より良い親子関係を築いていきます。

子ども家庭支援センターの子育てひろばや子育て支援情報等を活用し、親子一緒に生活しながら、問題解決を図っていきます。

退所

新しい生活スタート



問題を解決し、地域での新しい生活がスタート(入所期間は、平均1年7カ月程度です)。その後の生活のサポートも行います。

家庭

必要に応じて地域の子ども・子育て支援を利用

施設入所

家庭での生活ができない場合に乳児院、児童養護施設等に入所

里親

家庭での生活ができない場合に里親委託